十二　犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。第百四十二条第十四号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

十三　［略］

**第百二十五条～第百三十一条**　［略］

（外事技術情報官）

**第百三十二条**　外事技術情報官は、命を受け、外国人に係る警備警察に関する事務のうち技術的事項に係るものをつかさどる。

**第百三十三条～第百三十六条**　［略］

（情報技術解析課）

**第百三十七条**　情報技術解析課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一　所管行政に関する情報の管理に関する企画に関すること。

二　所管行政に関する情報システムの整備及び管理に関すること。

三　［略］

四　［略］

（サイバー特別捜査隊）

**第百三十八条**　関東管区警察局に、サイバー特別捜査隊を置き、同隊に隊長を置く。

２　サイバー特別捜査隊においては、重大サイバー事案に係る犯罪の捜査その他の重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する事務をつかさどる。

（府県情報通信部）

**第百三十九条**　［略］

（四国警察支局の内部組織）

**第百四十条**　［略］

（首席監察官及び監察官）

**第百四十一条**　首席監察官及び監察官の所掌事務については、第百二十三条の規定を準用する。

（警務・監察課）

**第百四十二条**　［略］

（会計課及び会計監査官）

**第百四十三条**　会計課及び会計監査官の所掌事務については、それぞれ、第百二十六条及び第百二十七条の規定を準用する。

（広域調整課）

**第百四十四条**　［略］

（高速道路管理官及び災害対策官）

**第百四十五条**　高速道路管理官及び災害対策官の所掌事務については、それぞれ、第百三十条及び第百三十一条の規定を準用する。

**第百四十六条～第百四十八条**　［略］

十二　犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。第百五十一条第十四号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

十三　［同上］

**第百三十五条～第百四十一条**　［同上］

［十条ずつ繰り上げる。］

（外事技術調査官）

**第百四十二条**　外事技術調査官は、命を受け、外国人に係る警備警察に関する事務のうち技術的事項に係るものをつかさどる。

**第百四十三条～第百四十六条**　［同上］

［十条ずつ繰り上げる。］

（情報技術解析課）

**第百四十七条**　［同上］

一　所管行政に関する情報の管理に関する企画及び電子計算組織の運用に関すること。

［号を加える。］

二　［同上］

三　［同上］

［条を加える。］

（府県情報通信部）

**第百四十八条**　［同上］

（四国警察支局の内部組織）

**第百四十九条**　［同上］

（首席監察官及び監察官）

**第百五十条**　首席監察官及び監察官の所掌事務については、第百三十三条の規定を準用する。

（警務・監察課）

**第百五十一条**　［同上］

（会計課及び会計監査官）

**第百五十二条**　会計課及び会計監査官の所掌事務については、それぞれ、第百三十六条及び第百三十七条の規定を準用する。

（広域調整課）

**第百五十三条**　［同上］

（高速道路管理官及び災害対策官）

**第百五十四条**　高速道路管理官及び災害対策官の所掌事務については、それぞれ、第百四十条及び第百四十一条の規定を準用する。

**第百五十五条～第百五十七条**　［同上］

［九条ずつ繰り上げる。］